



アムセル社(ブラジル)の社有林

森林経営・ 原材料調達に関わる責任

日本製紙グループは、持続可能な森林経営を基盤に
再生可能な木質資源を余すところなく利用、リサイクルにも努めています。
また、持続可能な森林経営によって生物多様性を保全しており、
森林のCO₂固定機能と木質資源の利用により、
地球温暖化の防止にも貢献しています。

※統合報告書2020 P58-61もご参照ください。

重要課題	関連指標	取り組み状況（2019年度）
持続可能な原材料調達	国内外の自社林で森林認証を維持継続	自社林での森林認証を100%維持・継続
	製紙原料全てを森林認証制度で認められた材に	製紙原料の100%
	サプライヤーに対する監査目的での海外材チップ・パルプサプライヤーアンケートの100%実施	実施率100%(海外材23件、パルプ23件)
	国内の木材自給率を上回る国産材利用率を継続	達成(35.8%)

森林経営・原材料調達に関わる責任 方針とマネジメント

理念と基本方針に基づいて
環境と社会に配慮した持続可能な原材料調達を実践しています

基本的な考え方

紙・パルプの主要原材料は、木材チップやリサイクル原料である古紙です。それらの調達には国内外のサプライヤーだけでなく、地域社会や行政機関を含めた多くの人が関与します。こうした社会や環境との関わりをふまえて、サプライヤーとともに産地の森林生態系や地域社会、労働安全衛生などに配慮しながら持続可能なサプライチェーンを確立していくことが重要です。

理念と基本方針

日本製紙グループは、2005年に「原材料調達に関する理念と基本方針」を制定しました。この理念と方針に基づき、サプライチェーン・マネジメントを通じて、環境・社会に配慮した持続可能な原材料調達を実施しています。また、ステークホルダーとの対話を推進し、常に環境と社会に配慮した原材料調達のレベル向上を図っています。

この理念と方針は日英2つの言語で作成し、ウェブサイトに開示することにより、世界中のサプライヤーにその内容を伝達しています。さらに、「サプライチェーン全体で、人権・労働への配慮を実践していきます」と定めている通り、当社のみならずサプライヤーにも人権・労働への配慮を求め、定期的に重要なサプライヤーに対して、監査目的のアンケートやヒアリングを実施しています。(→P.32)

原材料調達に関する理念と基本方針

(2005年10月5日制定)

■ 理念

私たちは、環境と社会に配慮したグローバル・サプライチェーン・マネジメントを通じ、信頼される原材料調達体制の構築を目指します。

■ 基本方針

1. 環境に配慮した原材料調達

- (1) 木質資源は、持続可能な森林経営が行われている森林から調達します。
- (2) 違法伐採材は使用・取引しないと、違法伐採の撲滅を支援します。
- (3) 循環型社会を目指し、リサイクル原料を積極的に活用します。
- (4) 化学物質については、関連法規等を遵守し適正な調達を行います。
- (5) トレーサビリティ・システムを構築し、サプライチェーン全体で上記項目が実践されていることを確認します。

2. 社会に配慮した原材料調達

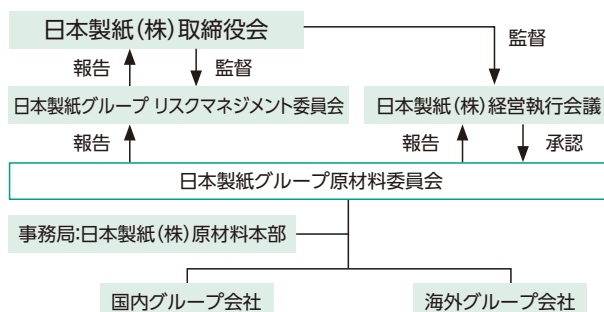
- (1) サプライヤーとの公平かつ公正な取引を追求します。
- (2) サプライチェーン全体で、人権・労働への配慮を実践していきます。

3. ステークホルダーとの対話の推進

- (1) ステークホルダーとの対話を通じ、常に環境と社会に配慮した原材料調達のレベル向上を目指します。
- (2) 当社の取り組みを広く知ってもらうために、積極的な情報開示を行います。

原材料調達マネジメントの推進体制

日本製紙グループでは、日本製紙(株)の原材料本部長を委員長とする日本製紙グループ原材料委員会を設置して、原材料の調達方針などグループ全体の原材料調達に関する重要事項を審議しています。



森林経営・原材料調達に関わる責任

持続可能な木質原材料調達

森林認証制度を活用した
持続可能な森林経営と原材料調達を実践しています

基本的な考え方

日本製紙グループは、「原材料調達に関する理念と基本方針」に基づいて環境と社会に配慮した持続可能な原材料調達を行っており、木質原材料調達においては、合法性の確認に加え「持続可能であること」「木材の出所が明らかであること」、そしてそれらについて「きちんと説明できること」を重視しています。

木質原材料調達のポイント

- 持続可能であること
(サステナビリティ)
- 木材の出所が明らかであること
(トレーサビリティ)
- きちんと説明できること
(アカウンタビリティ)

持続可能な森林経営と調達

持続可能な森林経営とは、経済的な持続性はもとより、環境・社会面の持続性に対する配慮も意味します。日本製紙グループでは次のように定義しています。

- 1) 生物多様性の保全がなされていること
- 2) 森林生態系の生産力および健全性が維持されていること
- 3) 土壌および水資源が保全されていること
- 4) 多面的な社会の要望に対応していること

持続可能な森林経営を実践する上で重要となるのは、適切な計画と管理です。木を育てるには長い年月が必要です。植林および伐採をする面積、木の生長する速度、周辺環境や社会への影響など、さまざまな条件を加味した計画が不可欠です。また、水辺林の保全などランドスケープも考慮する必要があります。

日本製紙グループは、これまで培ってきた経験をもとに、国内外の自社林において適切な計画と管理を進め、自社林からの木質資源調達を行っています。また、その持続可能性について、第三者認証である「森林認証」を取得しています。

外部からの調達においては、環境と社会に配慮した原材料を購入するためのサプライチェーン・マネジメントを強化し、木質原材料が産出される森林まで遡って確認することができる調達体制の構築に努めています。同時に木質原材料調達が適切に行われていることを確認するツールとして、森林認証制度を活用しています。

➔ 森林認証とは <https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/certification/>

代表的な森林認証制度とその概要

認証制度名	内容・特徴
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) [各国森林認証制度の相互承認を推進]	政府間プロセスなどの基準・指標に基づく各国独自の森林認証制度の互換性・同等性を保証する相互承認の仕組みとして発足。FM認証およびCoC認証*を実施している PEFC相互承認の代表的な認証制度(日本製紙(株)の海外植林事業関連) Responsible Wood : オーストラリア CERTFORCHILE:チリ CERFLOR:ブラジル
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council:緑の循環認証会議) [日本独自の森林認証制度]	日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重した7つの基準に基づいて審査される。2016年にPEFCとの相互認証が承認された
FSC® (Forest Stewardship Council®) [全世界で統一的な規格に基づく森林認証制度] (ライセンスNo. FSC® C001751)	非営利の国際会員制組織。10の原則に準拠した森林を認証するFM認証およびCoC認証*を実施している

※FM認証とCoC認証

森林認証制度には、責任ある森林管理を認証するFM(Forest Management)認証と、認証された森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証するCoC(Chain of Custody)認証があります。

FM認証では、①法律や制度枠組の順守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林管理が行われていることが認証されます。

CoC認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度です。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物(認証材)を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCoC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できます。

Ⅰ 違法伐採材の排除

日本製紙(株)、日本製紙パピリア(株)、日本製紙クレシア(株)は、調達する木質原材料の合法性を確認することを目的に「合法証明デューディリジェンスシステムマニュアル」を策定し、国内・海外で調達する全ての木質原材料に対してデューディリジェンスを実施し、合法的に伐採されたものであることの確認を行っています。

この確認は、新規の資源は取引開始時に、既存の資源については毎年定期的の実施しています。2019年度も、調達した全ての木質原材料へのデューディリジェンスを行い、その合法性を確認しています。

➡ 合法証明デューディリジェンスシステムマニュアル

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/DDmanual.pdf>

Ⅰ クリーンウッド法について

2017年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)で定められた第一種、第二種登録木材関連事業者として、日本製紙(株)は2018年3月に、日本製紙パピリア(株)と日本製紙クレシア(株)は2019年4月に、それぞれ登録を完了しています。各社は同法に基づき、対象物品^{*1}の合法性を確認しています。

※1 木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパーおよびトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

また、日本製紙木材(株)は2018年7月に第一種、第二種登録木材関連事業者として登録を完了し、同法に基づき対象物品^{*2}の合法性を確認しています。

※2 丸太、ひき板および角材、単板および突き板、合板・単板積層材および集成材、木質ペレット・チップ状または小片状の木材

➡ クリーンウッド法とは

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

<各社の登録内容>

登録事業者名:日本製紙株式会社

登録番号:JIA-CLW-I,II17024号

登録の有効期間:2018年3月19日から2023年3月18日

登録事業者名:日本製紙パピリア株式会社

登録番号:JIA-CLW-I,II19001号

登録の有効期間:2019年4月26日から2024年4月25日

登録事業者名:日本製紙クレシア株式会社

登録番号:JIA-CLW-I,II19002号

登録の有効期間:2019年4月26日から2024年4月25日

登録実施機関(上記3社):一般財団法人日本ガス機器検査協会

登録事業者名:日本製紙木材株式会社

登録番号:JPIC-CLW-I,II54号

登録の有効期間:2018年7月6日から2023年7月5日

登録実施機関:公益財団法人日本合板検査会

Ⅰ 木質原材料調達に関するアクションプラン

日本製紙グループは「原材料調達に関する理念と基本方針」に基づき、木材の合法性確認や人権、労働および地域社会、生物多様性保全への配慮を含むCSR調達を実践していくために、アクションプランを制定・実行しています。このアクションプランは、海外材についてはトレーサビリティの充実と森林認証の活用、国産材については合法性証明に関する事業者団体認定の推進を柱としています。

日本製紙(株)は、調達方針に沿った木質原材料調達を実践できていることを、毎年の森林認証審査や日本製紙連合会での「違法伐採対策モニタリング事業」の監査で第三者から客観的に評価してもらい、得られた提言について前向きに取り組んでいます。

➡ 木質原材料調達に関するアクションプラン

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/actionplan/>

持続可能な木質原材料調達のしくみ

「原材料調達に関する理念と基本方針」(➡ P.29)

木質原材料調達に関するアクションプラン

	国産材	海外材
基本方針と仕組み	グリーン購入法での政府調達による違法伐採対策の取り組みのなかで林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」に基づく	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「個別企業等の独自の取組による証明方法」に対応 - 日本製紙連合会が定めた「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づく
	● クリーンウッド法に基づき定めた合法証明DDS(デュー・ディリジェンス・システム)による確認	
合法性・トレーサビリティの確認	- 林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づくトレーサビリティの確保 - 森林施業に関連する法規とその順守、樹種、森林認証の取得の有無などの基本情報を確認	- 船積み単位で「木材の伐採地域、サプライヤーが関連法規を順守し違法伐採材が含まれていないこと」を、関連書類で確認 - 駐在員による調査、確認 - アンケート調査、現地ヒアリング(森林施業に関連する法規とその順守、樹種、森林認証の取得の有無などの基本情報を確認し、トレーサビリティの充実を図っている) ※2019年度に購入した輸入チップ、パルプについて、各サプライヤーからのアンケート調査と船積書類などにより違法伐採による材を含んでいないことを確認済み
持続性の確認	サプライヤーへのアンケート調査や現地ヒアリングなどにより、下記の事項を確認 - 人権や労働についての方針あるいはそれらに対処するシステムの確立 - 社会貢献活動を通じた地域社会との融和 - 生物多様性調査の実施 - 生物多様性に対し配慮が必要な地域の特定、森林施業での配慮の実施	
第三者監査	調達する全ての木質原材料について、下記の事項を実施 - 日本製紙連合会の「違法伐採対策モニタリング事業」による監査(1回/年) - 森林認証PEFCのDDSによるリスク評価(1回/年)	

木質原材料調達に関するアクションプランの実施実績(2019年度)

	国産材	海外材
対象および結果	チップ377件、パルプ7件(全サプライヤーに対して実施) 上記アクションプランへの適合を確認	チップ23件、パルプ16件(全サプライヤーに対して実施) 上記アクションプランへの適合を確認

第三者による持続可能な森林経営の検証

森林認証制度：持続可能な経営がなされている森林を第三者機関が認証する制度

日本製紙(株)では、● 国内・海外全ての自社林で森林認証を取得

● 木質原材料の全てがPEFC材またはFSC®材(森林認証制度におけるFM認証を取得した森林から産出した材もしくはCoC認証においてリスク評価が行われた材のみを調達している)

森林経営・原材料調達に関わる責任

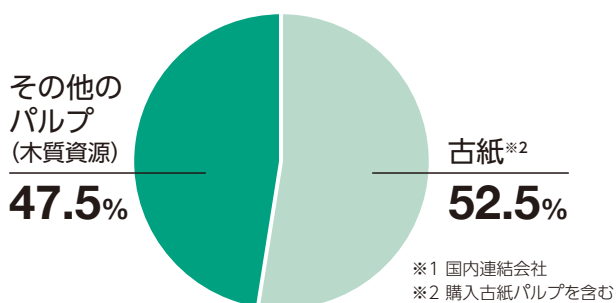
原材料調達の現状

古紙の利用を積極的に進めていくとともに
持続可能な経営が実践されている森林から木質資源を調達しています

紙の原材料調達の現状

日本製紙グループの主要製品は紙製品であり、その原材料の52.5%を古紙が占めています。残る47.5%が、主に木材チップなどの木質資源です。

紙製品の主要原材料の内訳※1（2019年度）



古紙の安定調達の取り組み

古紙の回収は、ごみ減量に加え、資源の再利用策としても年を追うごとにその重要性は増しており、日本の製紙業にとっても、古紙は原材料の過半を占める不可欠な資源となっています。

日本製紙グループでは、長年にわたって古紙業界とともに築き上げてきた安定的な調達体制を維持しつつ、昨今のプラスチックごみによる環境汚染問題への対応として「紙化」を推進すると同時に、使用済み紙コップなどを活用する新たなリサイクルの輪の構築を進めております。また、回収された新聞古紙を長期的かつ安定的に新聞用紙の原料として資源循環させるため、新聞社が回収した古紙を日本製紙(株)が直接買い受ける「クローズド・ループシステム」という新たな調達の仕組みづくりなどを進めており、紙のリサイクルシステムの維持拡大により一層の貢献を図っていきます。

木質資源の安定調達の取り組み

日本製紙(株)の木質原材料調達においては、大部分を木材チップ、一部をパルプとして調達しています。木材チップは海外から6割強を、国内で4割弱を調達しています。海外材チップは安定調達のため、アジアやオーストラリア、南米など世界各地から輸入しています。

日本製紙(株)が調達している木質原材料(チップ)の調達地別内訳（2019年度）（トン=絶乾トン）



広葉樹の資源構成（2,971千トン）



針葉樹の資源構成（1,159千トン）



※ここで指す天然林とは、森林認証を取得済みもしくは二次林由来のもの、または製材廃材チップで持続可能と判断できるもの

天然林※8%

日本製紙(株)が調達している海外材チップの生産国および樹種（2019年度）

広葉樹

国	構成比	樹種
ベトナム	30%	アカシア
オーストラリア	22%	ユーカリ
南アフリカ	19%	アカシア
ブラジル	16%	ユーカリ、アカシア
チリ	11%	ユーカリ
タイ	1%	ユーカリ
マレーシア	1%	アカシア
合 計	100%	

針葉樹

国	構成比	樹種
オーストラリア	65%	ラジアータパイン
アメリカ	26%	ダグラスファー
ロシア	9%	エゾマツ
合 計	100%	

国内木質資源の保護、育成

森林の健全な生育を促すために
全国各地で地域の特性に応じた森林管理を続けています

国内社有林の持続可能な森林経営

日本製紙(株)は、民間では全国第2位の森林所有者で、国内に約400カ所、総面積約9万ヘクタールの社有林を保有しており、その全てでSGEC森林認証(→P.30)を取得しています。

日本製紙グループにとって、森林は経営資源として重要な意味を持つ一方、木とともに未来を拓く企業として、森林の多面的な機能を認識しその維持に努めています。

国内社有林の整備

下刈りや間伐の実施など社有林の維持・管理に年間約6億円を費やしています。国産材価格が低迷するなかで、採算的には厳しい状況ですが、森の恵みである木材を利用することで存続・発展してきた企業として、森林の生物多様性保全や水源涵養など多面的な機能を十分に発揮できる、バランスの取れた持続可能な森林経営に努めています。

環境林分の設定など生物多様性に配慮した森林経営

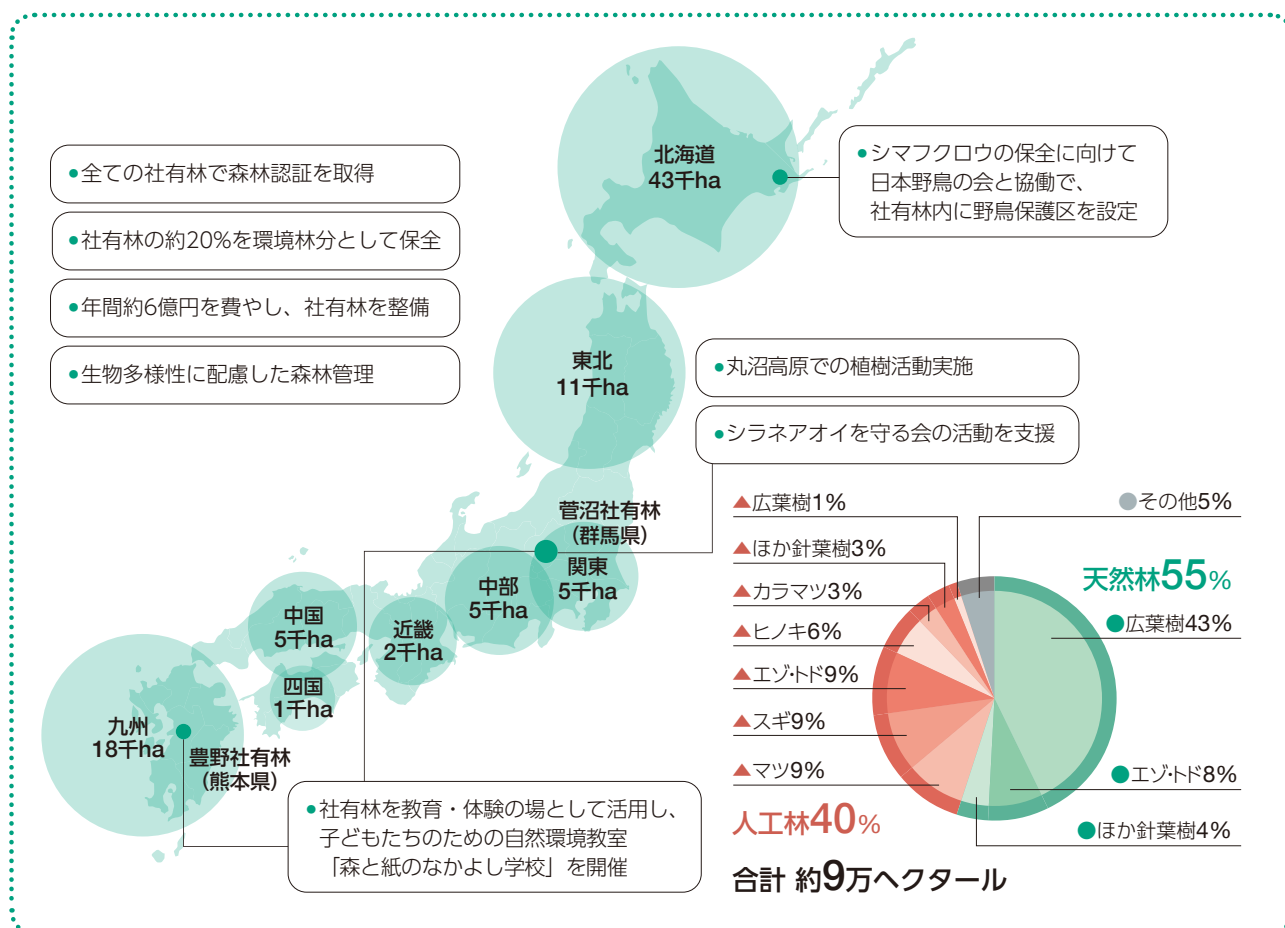
日本製紙(株)は社有林を、木材生産を行う「経営林分」と、木材生産を行わず生態系・水源涵養などの環境機能を保全する「環境林分」に区分し、それぞれの目的に応じて適切に管理しています。環境林分は、社有林の約20%にあたる約1.8万ヘクタールに及び、多くの生物の営みの場となっています。



環境林分を有する菅沼社有林
(日光白根山)

→ 代表的な国内社有林

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/own/japan/>



国内林業の活性化

日本の森林、特に人工林は資源成熟が進み主伐期を迎えています。手入れや木材生産は十分になされていないのが実態です。しかし近年は、国産材利用の機運の高まりやバイオマス燃料向けの新規需要により活力を回復しつつあり、日本政府も「林業の成長産業化」と「森林資源の適切な管理」を積極的に推進しています。

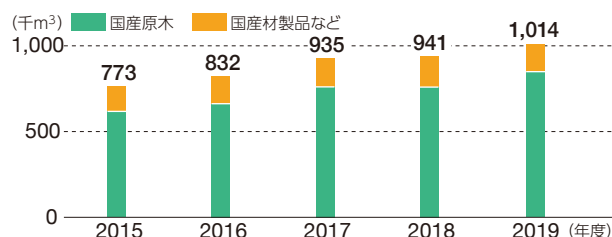
日本製紙グループもこの状況を追い風に、国内社有林資産の有効活用、また日本の林業の持続的かつ健全な発展に貢献するために、さまざまな取り組みを行っています。

国産材の活用を推進

日本製紙木材(株)では国内での国産材集荷網をベースに、製材用の良材から製紙用チップ原料や木質燃料などの下級材までを取り扱える強みを活かして、積極的に国産材のビジネスを展開しています。「国産材の取扱量※年間100万m³」の目標を掲げ、年々販売実績を伸ばし、2019年度には、約101万m³の取扱量を達成しました。2020年度の目標は、「国産原木取扱量年間100万m³」とし、引き続き国産材の活用に向けた新たな用途開発や輸出などに取り組んでいきます。

※製紙用チップは含まず

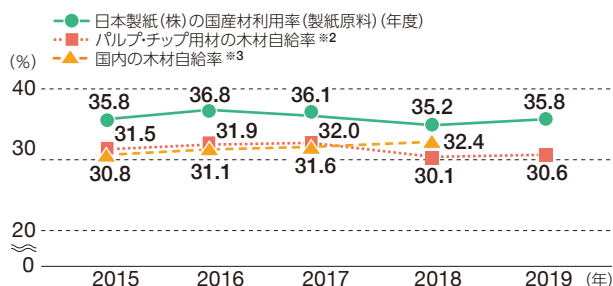
国産材の品種別販売実績 (日本製紙木材(株))



製紙原料における取り組み

日本製紙(株)は、製紙原料における国産材比率の向上に取り組んでいます。2019年度の利用率は35.8%となっています。今後も国産材を積極的に活用し、国内林業の活性化に貢献していきます。

国産材利用率※1の推移 (日本製紙(株))



※1 国産材利用率は、国内製材所の廃材チップを含めて計算

※2 経済産業省「紙・パルプ統計年報」より

※3 林野庁「木材需給表」(用材の自給率)より

官民連携による施業団地化の取り組み

国内林業の競争力を高めるには、森林所有者が個別に施業するのではなく、近隣の森林所有者と連携して路網整備や伐採などの作業、獣害対策を行うことが必要です。

日本製紙(株)は、2011年から九州森林管理局、王子木材緑化(株)、住友林業(株)などと「五木地域森林整備推進協定」を結んで以降、九州地区の計4地区で協定を結び、官民で連携した森林施業の実施に取り組んでいます。

また、静岡県では2016年に林野庁関東森林管理局静岡森林管理署、静岡県富士農林事務所、富士宮市などと「富士山西麓地域森林整備推進協定」を結び、官民合同で施業集約モデルの実証事業を行っています。

事例 独自技術の活用による国内林業への寄与

現在、日本国内において主伐期を迎えた人工林が増え、主伐・再造林の拡大が見込まれる一方、全国的に再造林のための苗木不足が懸念されています。

日本製紙(株)は海外植林事業を通じ、10cm程度の小さな枝からでも挿し木ができる技術(通常は、40cm程度を利用)を確立しました。優れた苗木を短期間で大量に生産することが可能なため、苗木の安定供給、国内林業の成長産業化に寄与することができます。

日本製紙木材(株)はこの技術を応用し、九州地区(熊本県人吉市)に大規模な採穂園を造成してスギ特定母樹*の苗生産を行っており、さらに苗生産の全国展開も進めています。このスギ特定母樹の苗は日本

製紙(株)の社有林でも使用を開始し、持続可能な森林経営に役立てています。



スギ特定母樹の挿し木苗

※特定母樹:
優良な苗を生産するために種穂の採取に適する樹木。成長量、材質などで指定の基準を満たし農林水産大臣に指定された個体。

事例 SGEC森林認証材の供給

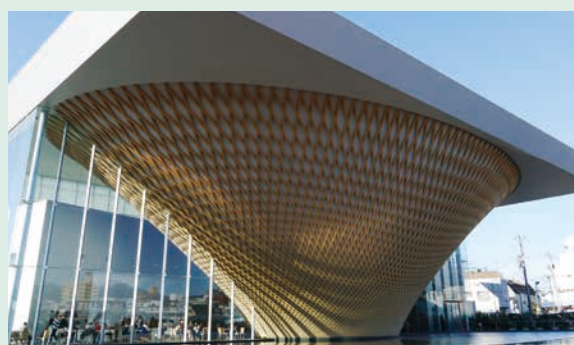
林産物に森林認証マークを付けて流通させるためには、FM認証を受けた森林から最終製品になるまでの流通の過程で製品の所有権を持つ全ての事業者がCoC認証を受けている必要があります。(→P.30)

日本製紙(株)は、国内外すべての自社林で森林認証を維持継続しており、国内社有林では、日本独自の森林認証制度であるSGECのFM認証を取得しています。また、日本製紙木材(株)は、国内で初めてSGECのCoC認証を取得した企業であり、日本製紙(株)社有林から伐出された木材をはじめ、SGEC森林認証材を山元からエンドユーザーまで繋げることができます。

例えば、2018年には、日本製紙(株)が所有する北山社有林(静岡県富士宮市)のSGEC森林認証材(ヒノキ)を、日本製紙木材(株)のCoC認証を活用することで、静岡県富士山世界遺産センターの展示棟木格子プロジェクトに供給しました。同センターは、地域協

働、および林業、加工・流通、建築などの異業種間連携により、国内で初めて「SGEC/PEFC CoCプロジェクト認証」を取得したものであり、日本製紙グループもその一翼を担いました。

また、日本製紙グループは、2019年11月に完成した国立競技場にも、日本製紙(株)の社有林からSGEC森林認証木材を供給しました。



静岡県富士山世界遺産センター

⇒ 森林認証とは

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/certification/>

森林経営・原材料調達に関わる責任

海外植林事業

地域と共存しながら
再生可能な資源である木を育てています

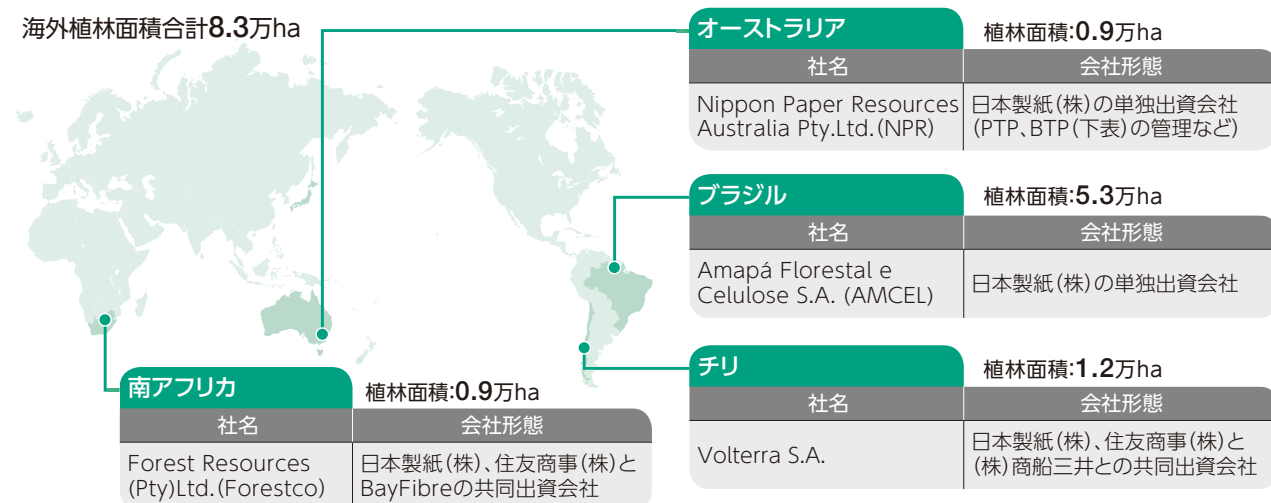
Tree Farm 構想

「Tree Farm構想」とは、畑で作物を育てて収穫するのと同様に、木を自ら育てて収穫・活用し、それを繰り返すことで持続可能な原材料調達を行う、日本製紙(株)の海外植林プロジェクトの考え方です。

→ Tree Farm構想 <https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/afforest/>

現在、ブラジル・チリ・オーストラリア・南アフリカにおいて、計約8.3万ヘクタール(2019年末時点)の植林地を管理しています。

管理している海外植林の概要 (2019 年末時点)



海外植林地の持続可能な森林経営

日本製紙グループは、植林地周辺の地域社会と良好な関係を築き、ともに発展していくことが重要であると考えています。森林経営にあたっては、「原材料調達に関する理念と基本方針」(→P.29)に基づき、地域住民、地域の文化・伝統と自然環境・生態系に配慮し、雇用の創出や教育活動への援助などを通じて地域経済にも貢献しています。また、日本製紙(株)の管理する全ての海外植林事業では、森林認証を取得、維持しています。

森林認証取得状況

海外植林事業での森林認証取得状況

事業会社別海外植林プロジェクト	認証制度名(ライセンス番号)	取得年
PTP(オーストラリア)	Responsible Wood	2006年
BTP(オーストラリア)	Responsible Wood	2006年
Volterra(チリ)	FSC®(FSC®C120260) CERTFORCHILE	2014年 2007年
Forestco(南アフリカ)	FSC®(FSC®C012171)	2003年
AMCEL(ブラジル)	FSC®(FSC®C023383) CERFLOR	2008年 2014年

→ 森林認証とは <https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/certification/>

地域生態系に配慮した植林事業

日本製紙グループは、草地、農場・牧場の跡地や植林木の伐採跡地を植林地として利用しています。また生長の早いユーカリを中心に、各地の気候と製紙原料に適した樹種を選んで植栽しています。ユーカリの一斉植林と域内の生物多様性の維持を両立するために、生態系への影響が大きい河川沿いの原生植生を水辺林として残すなど、適切な処置をしています。



水辺林を残した植林。(右図)青色部が水辺林

生物多様性に配慮した森林管理

各地の植林事業会社において、生物多様性に配慮した植林事業を行っており、保有する社有地に生物多様性保護のための保護区を設定し、動植物生息調査を行うなどの取り組みを行っています。(→P.53-54)

地域との共生

植林事業を行うにあたっては、周辺地域社会との共生が重要であり、地域社会への配慮、対話を重視しています。

例えば、ブラジルやチリの植林事業会社では、所有する植林地周辺のコミュニティなどステークホルダーへの訪問や会議を定期的に行い、事業活動に対する意見・要望を確認しています。また、これらのコミュニケーションを通じて得られた要望をもとに、展開している社会貢献活動プログラムなどの評価・見直しを行うための手順を定めています。

地域との共生のための活動事例

	地域社会への貢献	先住民族への配慮
ブラジル	● 植林地周辺コミュニティ住民を対象にした職業訓練 (→P.85) ● 低所得層の子供たちを対象にしたスポーツ教室への協賛 (→P.86) ● 地域に暮らす女性を対象とした職業訓練への支援(メイク、アクセサリー作り) ● 軍警察が行う、主に低所得層の子供たちを対象とした教育、スポーツ活動への協賛 ● 野生生物の保護、環境教育活動への資金援助 ● 水難事故防止キャンペーンで配布するライフジャケットの寄付	● 所有地で確認された、先住民族の遺跡があるエリアは恒久的な保護区域に指定 (→P.84)
チリ	● 農家への苗木贈与プログラムへの参加 ● 地域交流の一環として、地元の小学生へクリスマスプレゼントを配布 ● 近隣コミュニティの健康維持促進活動プロジェクトにスポーツマットを寄付	● 植林地に隣接する先住民地区にタンクとパイプを寄付 (→P.84) ● 植林地に隣接する先住民地区の道路舗装化・拡張プロジェクトに参加し、フェンス材の提供、設置を実施 ● 所有地に存在する、先住民族が薬用として利用する希少なハーブ自生地域を保護し、先住民族の利用のために開放
オーストラリア	● 地域の植林関連会社で構成される消防団の一員として、地域の森林火災時の消火活動に協力	● 植林地で確認された先住民族の遺跡の保護 (→P.84)